

平成十六年十二月七日受領
答弁第五二二号

内閣衆質一六一第五二号

平成十六年十二月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員赤嶺政賢君提出長崎県対馬・壱岐・五島列島の漂着ゴミ処理対策並びに長崎県大瀬戸町松島海岸地区のボタ山の撤去に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員赤嶺政賢君提出長崎県対馬・壱岐・五島列島の漂着ゴミ処理対策並びに長崎県大瀬戸町松島海岸地区のボタ山の撤去に関する質問に対する答弁書

一の1について

排出源が不明なごみが日本海に面した地域に大量に漂着する問題については、その詳細な実態は把握していないが、関係地方公共団体等からの情報の聴取に努めているところである。また、環境省においては、平成八年度から、財団法人環日本海環境協力センターと協力して、日本海側の一部の海岸において、漂着ごみの状況に関するサンプル調査を行っている。

一の2から4までについて

お尋ねの漂流・漂着ごみの問題については、海洋環境保全、国土保全、廃棄物処理など多岐にわたる観点から取り組む必要があり、関係する省庁も多いことから、平成十二年七月に、関係省庁間の情報交換等を行う場として、環境庁、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、海上保安庁、気象庁及び建設省の関係部局で構成する「漂流・漂着ゴミに関する関係省庁連絡会」を設け、同問題の改善に向けて省庁間の連携を図って取り組んでいるところであり、当該連絡会の庶務は環境省が行っている。

二の1、2及び4について

お尋ねの大瀬戸町の西泊海岸のぼたは、水洗炭業者により投棄されたものであるが、長崎県から聴取したところ、平成十六年四月七日、長崎県と大瀬戸町が現地調査を実施した結果、当該ぼたが波浪により洗掘され流れ出し、北部の海岸沿いに堆積^{たい}している箇所があることが確認されたとのことである。この問題については、今後、長崎県及び大瀬戸町において、対応策を検討する意向であると承知している。

また、お尋ねの崎戸町のぼたは、三菱鉱業株式会社（現在の三菱マテリアル株式会社。以下「三菱マテリアル」という。）の鉱業活動から発生したものであるが、三菱マテリアルから聴取したところ、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）に基づく長崎県知事の免許を大正十四年から昭和二十九年にかけて複数回受け、崎戸町の南東海岸沿いに、大正末期から昭和四十年代にかけて埋め立てたものであるとのことである。当該ぼたの集積場については、平成十三年五月に地元市町村で構成する長崎県鉱業市町村連合会からの要望を受け、同月に経済産業省九州鉱山保安監督部、長崎県、崎戸町及び当該ぼたの所有者である三菱マテリアルが合同で現地調査を実施した結果、当該ぼたが波浪により洗掘されている箇所があることが確認された。この問題については、今後、長崎県、崎戸町及び三菱マテリアルが協議しつつ、この

ような洗掘が生じている原因を究明するとともに、対応策を検討する意向であると承知している。

二の3について

お尋ねの大瀬戸町の西泊海岸のぼた流出等により陸上化した部分については、土地としての登記はされていない。長崎県に確認したところ、この部分については、ぼたが雨水等により自然に流出したため陸上化したものなのか、公有水面埋立法に基づく長崎県知事の免許を受けて埋め立てられたものなのか等、その権利の帰属先を特定するための事実関係について不明な点が多く、所有権者は明確となっていない。